（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百二十六条　（略）

２　（略）

３　組合が利用者等との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　当該組合の主要な事業における利用者等との契約に基づく主な義務の内容

二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

三　前二号に掲げるもののほか、当該組合が重要な会計方針に含まれると判断したもの

（会計上の見積りに関する注記）

第百二十六条の三の二　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

一　会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

二　当該事業年度に係る計算書類等の前号に掲げる項目に計上した額

三　前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（金融商品に関する注記）

第百二十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。この場合においては、金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を第二号に記載しなければならない。

一・二　（略）

三　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

２　（略）

（収益認識に関する注記）

第百三十二条の二　収益認識に関する注記は、組合が利用者等との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第一号及び第三号に掲げる事項を省略することができる。

一　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

二　収益を理解するための基礎となる情報

三　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

２　前項に掲げる事項が第百二十六条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百二十六条　（略）

２　（略）

（新設）

（新設）

（金融商品に関する注記）

第百二十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（新設）

２　（略）

（新設）